

3 申告書の作成例

【事例1】暦年課税（特例税率）を適用する場合

私は、祖父から現金500万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、平成31年1月1日において、私は20歳以上ですので、「特例税率」^(注)を適用して暦年課税により申告します。なお、私は、平成30年分の贈与税の申告において、祖父(国税一郎)からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注)「特例税率」については、2ページを参照してください。

麹町 税務署長 令和01年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書) F D 4 7 2 8

提出用

住所 千代田区霞が関3丁目1番1号 ABCビル585号室

フリガナ コクセイ イソウタロウ

氏名 国税 壮太郎

個人番号又は法人番号

生年月日 3 5 5 . 0 9 . 2 5 職業 会社員

整理番号

補完

申告書提出年月日

災害等延長年月日

出国年月日

死亡年月日

名簿

財産細目コード

短期罫紙

確認罫紙

訂正罫紙

修正枚数

第一表 (令和01年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

私は、租税特別措置法第70条の2の第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特例税率)の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日

住所 千代田区霞が関3丁目1番1号

氏名 国税 一郎

続柄 3 (直系尊属)

生年月日 3 0 4 . 1 1 . 0 3

住所 千代田区霞が関3丁目1番1号

取得した財産の明細

種類 現金、預貯金等

数量 1

単価

価額 5000000

平成令和01年09月19日

過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。

平成30年分 麹町 署

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ① 5000000

住所

フリガナ

氏名

生年月日

住所

フリガナ

氏名

生年月日

住所

フリガナ

氏名

生年月日

一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②

配偶者控除額 (印の事実にあたる場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。(最高2,000万円) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) ③

【合計欄】

暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③) ④ 5000000

基礎控除額 ⑤ 1100000

⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) ⑥ 3900000

⑥に対する税額 (贈与税の速算表を使用して計算します) ⑦ 485000

外国税額の控除額 ⑧

医療法人持分税額控除額 ⑨

差引税額 (⑦-⑧-⑨) ⑩ 485000

相続時精算課税分の課税価格の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の③の金額の合計額) ⑪

相続時精算課税分の差引税額の合計額 (特定贈与者ごとの第二表の④の金額の合計額) ⑫

課税価格の合計額 (①+②+⑩) ⑬ 5000000

差引税額の合計額(納付すべき税額) (⑩+⑫) ⑭ 485000

農地等納税額 ⑮

株式等納税額 ⑯

特例株式等納税額 ⑰

医療法人持分納税額 ⑱

事業用資産納税額 ⑲

申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱) ⑳ 485000

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 ㉑

申告期限までに納付すべき税額の増加額 ㉒

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者印

(資5-10-1-1-A4統一) (令和10)

「国税庁ホームページ」で作成した申告書を「書面」で提出する場合には、印刷した申告書に必ず「押印」をしてください。

記入漏れが多い箇所ですのでご注意ください。

過去に特例税率の適用を受けるために、左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、「提出した年分」及び「税務署名」を記入します。

転記します。

「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、103ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算します。

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありません。

贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)

国税庁ホームページでは、贈与税の申告書が作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	㉠	5,000,000 円
基礎控除額	㉡	1,100,000 円
㉢の控除後の課税価格【㉠-㉡】	㉢	3,900,000 円
㉢に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	㉣	485,000 円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合
 特例贈与財産の価額の合計額(㉠)から基礎控除額(㉡)を控除した課税価格(㉢)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(㉣)を計算します。

㉠6,000,000 円 - ㉡1,100,000 円 = ㉢4,900,000 円
 ㉢4,900,000 円 × 20% (特例税率) - 300,000 円 (控除額) = ㉣680,000 円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格が3,000 千円を超えるとき
 - ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100 千円)を差し引いた後の課税価格*が3,000 千円を超えるとき
- * 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

平成 28 年分以降用

(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)

特例贈与財産の価額の合計額(㉠5,000,000 円)から基礎控除額(㉡1,100,000 円)を控除した課税価格(㉢3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000 円)を使用して贈与税額(㉣485,000 円)を計算します。

一般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を計算する場合には、103ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算してください。